

第1節 被災者の生活確保

第1項 生活相談

災害発生後から被災者、一般町民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から、様々な問い合わせ、要望が数多く寄せられ、それらに的確・迅速に応えるためには、総合的な情報提供及び相談窓口の開設が必要となることから、町等は、次の措置を講じるものとする。

機関名	措置事項
町	1 町は、被災者のための相談所を庁舎、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 2 解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じるものとする。 3 県、関係防災機関と連携を密にし、相談内容の対応への充実に努める。
警察	警察本部及び岩国警察署、和木駐在所若しくは現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関 指定地方行政機関	支店、営業所若しくは現地等の必要な場所に臨時相談所あるいは案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

第2項 職業あっせん・雇用保健の給付対策等

災害により、失職した者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所及び県（商工労働対策部）は、職業相談、求人開拓、職業のあっせん等を行うとともに、雇用保険の失業等給付及びこれに必要な措置を講じる。

1 職業あっせん計画

(1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、町の被災状況等を勘案の上、県に対し、公共職業安定所を通じ、速やかにそのあっせんを図るよう要請する。

また、他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、雇用の安定を図るよう要請する。

(2) 早期再就職を促進するため、岩国公共職業安定所は、次の措置を講じる。

ア 職業相談

公共職業安定所職員を前項に記述する相談所若しくは現地に派遣し、被災者に対して職業相談を実施する。

イ 求人開拓

被災者の希望する求職条件に基づき、公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、他県に対しても求人開拓を依頼する。

ウ 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、現地において災害復旧工事に従事することを希望した者に対しては、当該事業を紹介し、県の他の地域又は他県等を希望する者に対しては、それぞれ希望に応じた職業紹介をするように努める。

エ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用

他の職種等への転換希望者等に対しては、職業訓練の受講、転換給付金等を活用して被災者の雇用の確保に努める。

(3) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人、求職の動向を速やかに把握するとともに、上記の措置を行い、離職者の早期再就職を図るものとする。

2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

公共職業安定所の措置

(1) 証明書による失業の認定

岩国公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給

岩国職業安定所長は、当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして、基本手当を支給するものとする。

3 被災事業主に対する措置

(1) 労働保険料の徴収の猶予等

災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保健事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予等の措置を講じるものとする。

(2) 制度の周知徹底

制度の周知に当たっては、自らの広報に加え、町及び労働保健事務組合等関係団体に対して当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。

第3項 租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免

各機関の租税の期限の延長・徴収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予
町	町は、県の指導を受、町が賦課する税目に関して、地方税法及び町条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免についてそれぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。
県	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び山口県税賦課徴収条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。 また、市町においても適切な対応がなされるよう指導するものとする。

※ 地方税の減免基準については、自治省から各都道府県知事あてに「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」が出されており、この通達の中で、主な税目ごとの減免基準が示されている。

第4項 国民健康保険料の徴収の猶予及び減免

町は、被災した納付義務者に対して、国民健康保険法及び町条例等に基づき、国民健康保険料の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

第5項 住宅の建設

災害により居住していた住宅を喪失したものについては、住居の確保が必要になる。

このため、喪失世帯のうち自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図るとともに、自力で住宅建設を行う者に対しては、公的資金のあっせん等を行うなどして住宅の再建を図る。

1 応急仮設住宅の建設

第3編 第12章 応急住宅計画による。

2 災害公営住宅の建設

町は、自己の資力では住宅の再建が困難な場合に、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。

被害が甚大で、町において建設が困難な場合には、県は、公営住宅法に基づき、災害公営住宅の建設を行うものとする。

3 既設公営住宅等の修理

町は、災害により被災した既設の公営住宅、既設の改良住宅の修理を速やかに行い、住居の

確保を図る。

4 住宅資金の確保

(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあつせん

独立行政法人住宅金融支援機構が行う災害関係融資として、「災害復興住宅融資」、「災害予防関連融資」がある。

ア 災害復興住宅融資

地震、暴風雨等の災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることができる。

町は、融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、り災証明の発行を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図るものとする。

イ 災害予防関連融資

(ア) 地すべり等関連住宅融資

地すべり等防止法第24条第3項により知事の承認を得た関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項の規定による知事の勧告に基づいて、地すべり等による被害を受けるおそれのある者が、家屋の建設若しくは移転又は土地若しくは借地権を取得しようとするとき貸付けられる。

(イ) 宅地防災工事資金融資

宅地造成等規制法第16条第2項、第17条第1項、第2項、第21条第2項、第22条第1項、第2項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項、第10条第1項、第2項又は建築基準法第10条第1項、第3項による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る擁壁、排水施設の設置、のり面保護等の防災工事を行うときに貸付けられる。

(2) その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障害者世帯及び母子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の住宅資金貸付け、母子・寡婦福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。

ア 生活福祉資金の福祉資金（福祉費）

低所得者世帯、身体障害者世帯又は高齢者世帯が、住宅の増改築、拡張、補修及び公営住宅の譲り受けに必要な経費については、生活福祉資金の福祉資金（福祉費）の貸付けを受けることができる。

災害により特に必要な場合は、貸付限度額据置期間等について優遇措置が講じられる。

イ 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金

資金貸付けの対象者が、災害による被害を受けたときは、福祉資金住宅資金の貸付けに際して、限度額、据置期間の延長、支払猶予等の優遇措置が講じられる。

第6項 生活資金の確保

災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、各種融資制度が設けられている。町は、これら資金の融資が円滑に行われるよう被災者に対する広報活動を実施するとともに、希望者に対しては、積極的に相談・指導等を行うものとする。

1 生活福祉資金の貸付け

低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を目的として設けられ、災害を受けたことにより臨時の経費を必要とする該当世帯に対して貸し付けられるものとして、福祉資金（福祉費、緊急小口資金）がある。貸付業務は、県社会福祉協議会が、民生委員及び町の社会福祉協議会の協力を得て、必要な資金の融資を行う。

(1) 資金の種類

資金の種類は、総合支援資金、福祉資金、教育支援金、不動産担保型生活資金がある。

(2) 貸付限度額、期間等

貸付限度額、期間、利率等については資料編による。

(3) 申込先

町、町社会福祉協議会

2 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが、災害の場合、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について、据置期間の特例が設けられている。

(1) 母子福祉資金

配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付を行う。

ア 資金の種類

資金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、就業資金、就職支度資金、医療・介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、修学支度資金、結婚資金がある。

イ 貸付限度額、期間等

貸付限度額、期間、利率等については資料編による。

ウ 申込先

町、県健康福祉センター

※ 相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

(2) 父子福祉資金

配偶者のいない男子で、現に20歳未満の児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するために貸付されるもので、県が貸付を行う。

資金の種類、貸付け限度については、母子福祉資金と同様とする。

(3) 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの）に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため貸付けられるもので、県が貸付を行う。

資金の種類、貸付け限度については、母子福祉資金と同様とする。

3 県市町中小企業勤労者小口資金

県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、貸付けは、町・県・労働金庫が強調して貸し付けを行う。

(1) 貸付限度額 災害資金100万円以内

(2) 償還期間 10年以内

(3) 利率 年1.64%

(4) 申込先 中国労働金庫

4 災害援護資金の貸付け

救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の建て直しに必要な資金を貸付けるもので、町が貸付けを行う。

貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の所得が、次の額未満の世帯に限る 1人:220万円 2人:430万円 3人:620万円 4人:730万円 5人以上:730万円 に世帯人員が1人を超えて1人増すごとに30万円を加算した額 ただし住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和	(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号) (2) 実施主体町 (条例) (3) 経費負担国 2/3 県 1/3 (4) 対象となる災害 山口県において救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 (1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷:150万円以内 (2) 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害:150万円以内 イ 住居の半壊:170万円以内 ウ 住居の全壊:250万円以内 エ 住居全体の滅失若しくは流出又はこれと同等と認められる特別の事情が認められる場合:350万円以内 (3) 上記(1)と(2)が重複した場合 ア (1)と(2)のアの重複:250万円以内 イ (1)と(2)のイの重複:270万円以内 ウ (1)と(2)のウの重複:350万円以内 (4) 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合 ア (1)に該当せず、(2)のイの場合:250万円以内 イ (1)に該当せず、(2)のウの場合:270万円以内 ウ (1)に該当し、(3)のイの場合:350万円以内	(1) 貸付申請時期 被害を受けた後3ヶ月以内 (2) 措置期間3年 (特別の事情がある場合5年) (3) 償還期間10年 (うち据置期間3年) (特例:据置期間5年、償還期間5年) (4) 償還方法年賦又は半年賦又は月賦 (5) 貸付利率年3% (6) 保証人 原則として、町内に居住する者1名

第7項 災害弔慰金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を町において支給する。

種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給制限・方法等
災害弔慰金	1 一つの市町の区域内において、住居滅失世帯数が5以上である場合	1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号） 2 実施主体 町（条例） 3 経費負担 国：2/4 県：1/4 町：1/4	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時そのものと同居し、又は生計を同じくしていたものに限る）	1 死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合 500万円以内 2 それ以外の場合 250万円以内	1 支給の制限 (1) 死亡が本人の故意又は重大な過失による場合（町長の判断による） (2) 次に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金を支給される場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規定 ウ 賞じゅつ金に関する訓令 (3) その他町長が支給を不当と認める場合 2 支給の方法等 町が被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する
	2 山口県内において住居滅失世帯数が5以上の市町が3以上ある場合		対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき次に掲げる程度の障害を有する場合支給する ア 両目が失明したもの イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250万円以内 2 それ以外の場合 125万円以内	
災害障害見舞金	3 山口県内において、救助法が適用された市町が、1以上ある場合 4 救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合				

第8項 災害り災者に対する援護措置

- 1 県は、県内において発生した災害に係るり災者に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。

対象となる事項	金額
住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき 100,000円
住家の半壊又は半焼	1世帯につき 100,000円
死亡	死亡者1人につき 100,000円
重傷者	重傷者1人につき 50,000円

- 2 災害の定義、対象事項、支給制限等については、災害見舞金支給要綱による。

第9項 被災者生活の再建支援

災害により被災者生活再建支援法の適用となる規模の被害が発生したとき、被災者からの申請に対して円滑に事務を実施できるよう、この法に基づく運用取扱について必要な事項を定める。

1 被災者生活再建支援法の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法（以下「法」という。）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給するための措置を定めることにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

(2) 被災者生活再建支援法の適用

町において、法の対象となる自然災害が発生した場合、その旨を公示し、被災世帯から申請があったときは、対象となる被災世帯への支援金の支給手続きを実施する。

ア 法の対象となる自然災害

(ア) 法の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被害。

(イ) 法の対象となる自然災害の程度

- a 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した町の区域に係る自然災害。
- b 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した町の区域に係る自然災害。
- c 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害。
- d a又はbの町を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した町（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害。
- e a～cの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した町の区域に係る自然災害。
- f a若しくはbの町を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合で、5世帯（人口5万人満の市町にあつては2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害

2 被災者生活再建支援制度

(1) 支援金の支給対象となる被災世帯

ア 支援金の支給対象となる被災世帯

前述の1(2)(イ)a～eの自然災害により

住宅の被害程度	全壊 ((1)ア①に該当)	解体 ((1)ア②に該当)	長期避難 ((1)ア③に該当)	大規模半壊 ((1)ア④に該当)
給額	100万円	100万円	100万円	50万円

①住宅が「全壊」した世帯

②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

イ 支援金の支給額

該当する世帯に支給される支給額は次表の2つの支援金の合計額となる。但し、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の支給額の金額は3/4の額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

*一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建築・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

3 支援金の支給申請等

①申請期間

基礎支援金については、災害発生日から起算して13月以内、加算支援金については災害発生日から起算して37月以内とする。

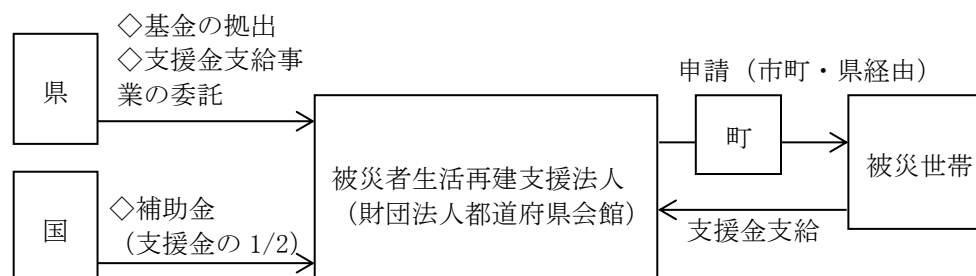
②申請時の添付書類

(ア) 基礎支援金：り災証明書、住民票等

(イ) 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等

③支援金支給に係る手続き

被災者からの支援金支給申請に係る県、市町、被災者生活再建支援法人、国（内閣府）の事務等の概要は次に示すとおり。



4 山口県被災者生活再建支援金支給事業（県制度）

県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が1以上ある自然災害において、被災者生活再建支援制度（国制度）の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と同額の支援を行う（負担割合 県1/2 町1/2）

第10項 り災証明書の交付

- (1) 町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、被災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。
- (2) 町は、山口県被災者支援業務システムの業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアルに基づき、平素から山口県被災者支援業務システム（住家の被害認定調査・り災証明書発行の業務機能）の登録・更新業務を実施する。
- (3) 山口県被災者支援業務システム（住家の被害認定調査・り災証明書発行の業務機能）の担当部署（主管課）は、別に示す「山口県被災者支援業務システムの業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」による。
- (4) り災証明書の交付にあたっては、り災証明窓口を開設し、り災証明申請受付の広報により

実施する。

第11項 被災者台帳

1 作成

- (1) 町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 作成にあたっては、山口県被災者支援業務システムの業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアルに基づき、主管課により山口県被災者支援業務システム（被災者台帳管理の業務機能）への登録・更新により実施する。

2 利用及び提供

町は、次の場合であっては、被災者台帳に記載し、又は記録された情報を自ら利用し、提供することができる。

- (1) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう）の同意があるとき又は本人に提供するとき
- (2) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受けるものが、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

3 山口県被災者支援業務システム（被災者台帳管理の業務機能）の活用

- (1) 山口県被災者支援業務システムの業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアルに基づく、山口県被災者支援業務システム（被災者台帳管理の業務機能）の活用により、被災者の申請の有無に関わらず、適用可能な被災者生活再建支援施策の漏れを防止する。
- (2) 本システムによる適用可能な被災者生活再建支援施策及び担当窓口については、「山口県被災者支援業務システムの業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」による。

第12項 その他の生活支援

1 物価安定対策

災害等発生時には、交通、通信機能の麻痺等により流通機構の混乱が生じ、食料品、日用品等生活必需物資の供給が円滑にできず、これに伴い物価等に影響がでることが考えられる。このため、消費者保護の観点から、次の対策を講じる。

(1) 相談体制

ア 既設の「物価ダイヤル」の機能を充実し、被災者総合相談窓口及び消費生活センターにおいて、町民からの苦情、相談に対応する。

イ 売惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当な行為については、是正指導を行う。

(2) 物価の安定と物資の安定供給

物価の安定を図るため、価格動向や需給状況について調査・監視を行うとともに、関係業界、県、国等へ要請を行い、円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

ア 県職員による調査・監視

生活関連物資及び応急復旧資財、緊急生活物資等について、関係対策部の応援を受けて、店頭価格、需給動向を調査するよう要請する。

イ 民間調査員による調査・監視

(ア) 県、国があらかじめ委託している「価格調査員」、「くらしの相談員」、「物価モニター」の協力を得て、価格及び需給動向の調査をする。

(イ) 住宅需要の増加に伴う家賃の高騰を未然に防止するため、家賃状況の動向把握について、山口県宅地建物取引業協会等に対して協力を要請するとともに、賃貸住宅取扱業者に対する高騰抑制の要請指導等を実施する。

(3) 県、国への要請

物価安定の緊急対策を図るため、必要に応じ、県、国に対し「生活関連物資等の買占め及び

売惜しみに対する緊急措置に関する法律」及び「国民生活安定緊急措置法」の発動並びに公共料金の値上げの凍結等必要な措置について実施するよう要請する。

2 郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策

【指定公共機関（日本郵政公社）】

災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 郵便業務関係

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(2) 為替貯金業務関係

ア 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し

イ 郵便貯金及び国債等の非常貸付け

ウ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

エ 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の公募・配分

オ 国債等の非常買取り

(3) 簡易保険業務関係

ア 保険料払込猶予期間の延伸

イ 保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払

ウ 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払

エ 解約還付金の非常即時払

オ 保険貸付金の非常即時払

3 放送受信料の免除

【指定公共機関（日本放送協会）】

非常災害があった場合、総務大臣が認可した範囲及び期間に係る放送受信料の免除

4 電話料金等の減免

【指定公共機関（西日本電信電話株式会社）】

災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

第2節 義援金及び見舞い品の受入れ・配分

大規模な災害が発生した場合、県内はもとより、全国、外国から多数の義援金品等が寄せられ、寄託された義援金品は、被災者にとって大きな支えとなる。

この寄託された義援金品を、迅速・確実に被災者に配分するため、受付、保管、輸送等について、町及び日赤山口県支部がとる対応について、必要事項を定める。

第1項 義援金品の受付

1 義援金品の寄託は、発災当日から行われることが予想され、各機関は、状況に応じ発災後概ね12時間以内に受付窓口を開設するものとする。

2 義援品は、原則として、補修又は修繕を要するもの及び中古衣料、中古雑誌等で使用に耐えないもの、また、腐食しやすい食料品等は受け付けられないものとする。

なお、有効活用の観点から、被災者ニーズの把握に努める。

3 義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄託者等への周知を図るものとする。

受付にかかる各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	措置内容
町	(1)町は、義援金品の受付窓口を開設する。 (2)町が直接受領した義援金品について、寄託者に受領書を発行する。 (3)義援品の保管場所、集積場所を指定し、管理責任者を配置する。
日赤山口県支部	県民及び他の都道府県から日赤に寄託された義援金について、日赤山口県支部及び町において受け付ける。 ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

第2項 義援金品の保管

町に寄せられた義援金品は、被災者に配布するまでの間、善良なる管理のもとに保管する。

機関名	措置内容
町	1 義援金 義援金については、被災者に配分するまでの間、町長名義の普通預金口座を設け、払出しまでの間預金保管する。 2 義援品 義援品は、町が直接受領した者及び県が受け入れ、配送されるものも併せて、あらかじめ定めている保管場所に保管する。 ただし、災害の状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管する。
日赤山口県支部	義援金 日赤山口県支部が受け付けた義援金については、口座を開設し保管する。

第3項 義援金品の配分及び輸送

義援金品の配分については、公平かつ適正に配分する。

機関名	措置内容
町	町長は、義援金品の配分を公平適切に行うため、配分委員会等の組織を配置し、同委員会で定める配分計画に基づき、配布するものとする。 1 義援金 (1) 町に直接寄託された義援金及び県、日赤山口県支部等から送金を受けた義援金について、り災証明書をもとに、被災者に直接または指定の口座に送金するものとする。 (2) り災証明書は、義援金配布時の証明書として、また、他の生活再建に必要な融資等を受ける際にも必要となるものであることから、これの発行が迅速に行われるよう、必要な体制の確立及び手続の簡素化等の措置を講じるものとする。 2 義援品 (1) 義援品の配布については、避難所、在宅における被災者等の実態をよく把握し、公平に物資が行きわたるよう配慮の上、配布する。 (2) 配布にあたっては、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得るものとする。
日赤山口県支部	1 日赤山口県支部に寄託された義援金の町への配分については、配分委員会において行う。 ただし、災害が2県以上にわたる場合は、本社の指示に従う。 2 義援金は、上記の決定に基づき、町へ送金する。

第3節 生活必需品、復旧資材等の供給

被災地における民生の安定を図り、社会生活の正常化を早急に実現するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給の確保、物資の滞貨の解消、原材料等の安定供給の確保等について、町は、県に対して次の措置をとるよう要請する。

1 生活必需品等の価格及び受給動向の把握に努める。

2 特定物資の指定等

状況により特定物資の指定を行い、適正価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告又は公表を行う。

3 関係機関等への協力要請

生活必需品、復旧資材等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、他県、事業者及び関係団体等に対して、必要に応じ次の協力要請を行う。

(1) 情報提供

(2) 調査

(3) 集中出荷

(4) その他の協力